

神奈川県統計調査条例第6条第2項の立入検査をする統計調査員その他の職員の身分
を示す証明書の様式を定める規則の一部を改正する規則

神奈川県統計調査条例第6条第2項の立入検査をする統計調査員その他の職員の身分を示す証明
書の様式を定める規則（平成21年神奈川県規則第12号）の一部を次のように改正する。

別記様式（裏）中「第18条」を「第17条」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。